

喜多方市パブリック・コメント制度実施要綱（案）の考え方

（目的）

第1条 この要綱は、パブリック・コメント制度に関し必要な事項を定めることにより、本市の政策形成過程における市民の行政参画の機会を提供するとともに、市民に対する説明責任を果たすことで、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民参加による開かれた市政の実現を目指すことを目的とする。

【考え方】

この制度の目的は、市が政策等を策定する場合、その案を事前に明らかにし、市民等からその案に対する意見等の提出を受け、寄せられた意見等を考慮して最終的な案を決定する過程を公表していくこと、また寄せられた意見等に対する市の考え方もあわせて公表していくことで、市民の「行政参画の機会」を提供するとともに、市民に対する説明責任を果たし、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図ろうとするものです。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリック・コメント制度」とは、市の基本的な計画や条例等の策定過程において、案の段階でその趣旨、内容等を広く市民等に明らかにし、市民等からその政策に対する意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、その寄せられた意見等に対して市の考え方を公表するとともに、寄せられた意見等を考慮し実施機関の意思決定を行う一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行うパブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

【考え方】

(1) この制度は、平成11年から国において「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」、いわゆるパブリック・コメント手続が実施されて以来、マスコミ等により一般的に認知されてきている呼称「パブリック・コメント」を制度の名称に用いるものです。

(2) 実施機関とは、この要綱によりパブリック・コメント制度を実施する市の機関をいいます。

固定資産評価審査委員会は審査機関ですので除きます。また、議会は議決機関ですので除きます。

(3) 本市に在住、在勤、在学する者のほかに、本市以外に居住する利害関係者なども広く「市民等」として位置付け、パブリック・コメント制度の対象となる事案に意見提出できるものとします。

(対象)

第3条 パブリック・コメント制度の対象となるものは、市民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼすと認められる政策の策定又は改定及び条例の制定又は改廃のうち次に掲げるもの（以下「政策等」という。）とする。

- (1) 市の基本的な施策に関する計画又は指針を定めるもの
- (2) 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項を除く。）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要があると認めるもの

【考え方】

対象事項は、基本的に市民生活や事業活動に直接かつ大きな影響を与えるもので、市内全域または全市民等を対象とするものとします。職員の給与に関するものなど行政内部にのみ適用されるものは対象外とします。

- (1) 「市の基本的な施策に関する計画、指針を定めるもの」については、将来の市の施策の基本方針、基本事項を定める計画や指針などをいい、その名称については基本構想、プラン、方針など特に問いません。

なお、道路、河川、公園などの個別地域での整備事業については原則として対象外としますが、基本的な考え方が市内全域または全市民等を対象とするものについては対象となります。

- (2) 「市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例」については、市政全般や個別の行政分野における基本理念など市の進むべき方向性を定めるものをいいます。

- (3) 「市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例」については、広く市民等に適用される規制を定める、地方自治法第14条第2項(※注1)に基づく条例をさします。

また、「市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項」については、市民に義務を課すものに該当しますが、これらの金銭賦課徴収に関する事項を対象とした場合、負担軽減を求める意見が多数を占める可能

性が高く、賛否を問うことは、パブリック・コメント制度の趣旨に合致しないことなどから、対象から除外します。

なお、地方自治法第74条第1項（※注2）においては、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものについて、直接請求による条例の制定・改廃の対象外となっています。

- (4) 「前各号に掲げるもののほか、必要と認めるもの」については、広く市民等に適用される規則や要綱等が当てはまり、特定の者などに対する個別的、具体的な処分は対象となりません。

（※注1） 地方自治法第14条第2項

普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

（※注2） 地方自治法第74条第1項

普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

(対象の適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリック・コメント制度を実施しないことができる。

- (1) 緊急を要するもの又は軽微なものである場合
- (2) 政策等の策定に当たり、実施機関の裁量の余地がないと認められる場合
- (3) 政策等の策定に当たり、附属機関又はこれに類するものにおいて、意見聴取の手續が法令により定められている場合
- (4) 附属機関又はこれに準ずる機関において、パブリック・コメント制度に準じた手續を経て策定した報告、答申等に基づき政策等を決定する場合

【考え方】

- (1) 「緊急を要するもの」とは、パブリック・コメント制度実施に伴う所要期間の経過などにより、政策等の効果が損なわれるなどの理由で、パブリック・コメント制度を経る余裕がない場合をいいます。具体的には、災害などに緊急に対応する必要がある場合などに限られます。

また、「軽微なもの」とは、大幅な改正または基本的な事項の改定を伴わないものや上位の計画などの変更に伴う一部の表現変更をする場合をいいます。

- (2) 「実施機関の裁量の余地がないと認められる場合」とは、上位法令や国、県の計画にその内容が詳細に規定されており、その規定に沿った決定をしている場合をいいます。
- (3) 「意見聴取の手續きが法令により定められている場合」とは、法令などの規定により公聴会の開催などの実施が義務付けられている場合をいいます。

(法令により公聴会の開催などが定められている場合の例)

例えば、都市計画の決定については、都市計画法により都市計画案の作成時に公聴会等を開催すること、また都市計画案を2週間縦覧しその案に対し住民から提出された意見書をもとに都市計画審議会で審議することが規定されています。

- (4) 「パブリック・コメント制度に準じた手續を経て策定した報告、答申などに基づいて、政策等を決定する場合」とは、審議会、協議会等の附属機関などにおいて既にパブリック・コメント制度の実施と同様な方法により、報告、

答申などがなされた場合には、その報告、答申などを尊重し、政策等を決定していくというものです。その場合には、再度、パブリック・コメント制度を実施しないことができます。この場合、公表は審議会等の長の名前で行い、考え方の整理は審議会等で議論することになります。

(公表の時期等)

第5条 実施機関は、第3条各号に掲げる政策等を策定しようとするときは、あらかじめ策定の意思決定前に相当の期間を設けて、案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により案を公表するときは、市民等が理解しやすいよう併せて次の各号に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 案を作成した趣旨目的及び背景
- (2) 立案した際の実施機関の考え方及び論点
- (3) その他参考資料（市民等が政策等の案を理解するために必要な関連資料）

【考え方】

- (1) 公表する時期は、政策等の決定期限などを考慮し、内容の修正など寄せられたご意見を反映することが十分可能な、素案の段階に実施します。
- (2) 公表する案は、作成された案そのものに限らず、その内容がわかるものであれば差し支えありません。公表する案及び資料は、市民等がその内容を十分理解できるよう、難解な表現を避けわかりやすいものとします。また、論点などを明確にし、市民等からの意見提出がしやすくなるようにするとともに、適切な判断ができるよう必要かつ十分な量を提供するものとします。

また、条例案については、単に条文のみを公表するだけでなく、市民等にわかりやすいように「骨子等」を示すものとします。

- (3) 案の公表に併せて公表する「その他参考資料」としては、次に掲げるものから、実施機関が必要に応じて準備します。

ア 当該政策等の概要

イ 根拠となる法令

ウ 計画の策定又は改定にあつては、上位計画の概要

エ 当該政策等の実施に伴い予測される影響の程度、範囲

オ 附属機関などで審議された概要もしくは報告、答申の内容

カ 公聴会で出された意見等の内容

(公表の方法)

第6条 前条の規定による公表は、政策等の案及び資料を本市のホームページに掲載し、並びに市政情報コーナー及び当該政策等の実施機関が指定する場所での閲覧又は配布により行うものとする。

2 公表する場合は、意見等の提出先、提出方法、提出期限及び意見等の提出に必要な事項を提示するものとする。

3 実施機関は、第1項に定めるもののほか、本市の広報への掲載、報道機関への情報提供等により政策等の案が市民等に周知されるよう努めるものとする。

【考え方】

(1) パブリック・コメント制度の実施を広く市民等に周知する方法として、第6条第1項各号に掲げるもの以外に、報道機関への資料提供なども積極的に行うものとします。また、実施機関の判断で、当該分野の専門家や学識経験者、利害関係者などへ個別に情報提供することは差し支えありません。

なお、「実施機関が指定する場所での閲覧又は配布」とは、市民が資料を必ず閲覧または入手できるよう、所管課、市政情報コーナーに備え付けるものとしますが、各実施機関が政策等の内容、対象者などを考慮したうえで、支所、公民館などその他必要と考えられる施設において閲覧又は配布することとします。

(2) 今後実施するパブリック・コメント制度についても、市民に広く周知する必要があることから、できる限り広報紙、ホームページなどに案の概要とともに、実施時期等を事前に掲載していくことができることとします。

(意見の提出期間)

第7条 実施機関は、市民等が意見等を提出するための必要な期間として、公表した日から原則として30日以上提出期間を確保するものとする。

2 前項に規定する意見等の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への持参
- (2) 郵便又は信書便
- (3) 電子メール
- (4) ファクシミリ
- (5) その他実施機関が必要と認める方法

3 意見等の提出をしようとする市民等は、住所、氏名又は団体名、電話番号を明示しなければならない。

【考え方】

- (1) 意見提出期間については、その期間を長くした場合、寄せられる意見も多くなる反面、政策等の策定に迅速性を欠くことが想定されるため、共通のルールとして「30日以上」をひとつの目安とします。よって、政策等を策定していく場合は、意見提出期間として30以上の期間を事前に想定し、最終的な政策決定が行えるよう、余裕をもったスケジュールを定めていくものとします。

なお、政策等の策定期間の制約などからやむを得ず30以上の期間を確保できない場合は、その理由を明らかにするとともに、市民等が事前に余裕を持って意見等の提出ができるよう、事前に予告するなど広報に努めるものとします。

- (2) 意見等の提出方法については、案の公表時に必ず明示するものとします。
意見等の提出の「実施機関が指定する場所への持参」とは、基本的には所管課ですが、各実施機関が政策等の内容、対象者などを考慮したうえで、支所、公民館などその他の施設を持参場所とすることは可能です。
- (3) 市民等に責任ある意見等の提出を求める趣旨から、原則として住所、氏名又は団体名、電話番号の掲載を求めるものとします。なお、匿名による場合は実施機関の考えは示さなくともよいものとします。

また、電話など口頭による意見の申し出については、市民等からの意見の内

容が不明確になる恐れがあるため、その場で書面による提出を求めるなど適切に対応するものとします。あくまでも口頭による申し出に固執した場合は、応対者が申し出の内容を取りまとめのうえ、参考意見として受け入れますが、実施機関の考え方は示しません。

身体障害者からの申し出や視覚障害者などからの録音テープ、点字などの提出があった場合は、きちんと受け付けて適切に処理するものとします。

(意見の処理)

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、政策等の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要（喜多方市情報公開条例（平成18年喜多方市条例第12号）第6条に規定する不開示情報を除く。）及び提出された意見に対する実施機関の考え方を公表しなければならない。

3 実施機関は、提出された意見を受けて政策等の案を修正したときは、当該修正の内容を公表しなければならない。

4 前項の規定による公表については、第6条第1項各号に掲げる方法とする。

【考え方】

- (1) 市民等から提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うもので、政策等に対する賛否を問うものではありませんし、賛成、反対の意見数により安易に政策等に意見等を取り入れるものでもありません。提出された意見等の内容を十分考慮し、政策等に取り入れるものとします。単に賛否の結論だけを示した意見については、実施機関の考え方は示さないものとします。
- (2) 提出された意見等を踏まえて、公表した案を修正した場合には、その修正内容及び修正理由を公表するものとします。
- (3) 市民等から提出された意見等については、原則としてすべて公表対象としますが、原案と関係のない意見、第三者を誹謗中傷するものなどについては公表しません。
- (4) 市民等から提出された意見等を公表する場合、必ずしも原文そのものを公表する必要はなく、必要に応じて意見の趣旨からはずれないよう要約をし、また複数の同様な意見があった場合はまとめて、各々の意見等に対する実施機関の考え方とともに公表します。
- (5) 意見等の公表にあたっては、意見等を提出した市民等の住所、氏名、電話番号など個人に関する情報など喜多方市情報公開条例第6条に規定する非公開情報に該当するものは公表しません。

(一覧表の作成)

第9条 市長は、パブリック・コメント制度を実施している案件についてその一覧を作成し、公表するものとする。

2 前項の案件の一覧には、案件名、案の公表日、意見募集期間、案の入手方法及び問い合わせ先を記載するものとする。

【考え方】

市民が、いつ、どのような案件がパブリック・コメント制度の対象となっているかということを容易に知ることができるように、パブリック・コメント制度を今後実施するもの、実施しているものについてその実施案件や実施状況を一覧にします。一覧を作成し、公表する事務は、この制度の所管課長が行います。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、パブリック・コメント制度の実施に関し必要な事項は別に定める。

【考え方】

- (1) パブリック・コメント制度は、実際に政策等を策定する所管課が事務手続きを行っていきませんが、制度を適正かつ円滑に実施していくため、制度の統括、管理はこの制度を所管する所管課長が行います。
- (2) この要綱に定めるもののほか、制度の実施について必要な事項があれば、別に定め、統一のルールで実施していきます。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年 月 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、施行の日以後に実施機関が策定する政策等について適用し、施行の際既に立案過程にある政策等については、この要綱の規定は適用しない。ただし、実施機関において必要があると認めるときは、この要綱の規定に準じた手続を実施するものとする。

【考え方】

施行日以降に、政策等を策定する場合はこの要綱に基づくパブリック・コメント制度を実施するものとします。

また、施行日において、既に策定中の政策等については、今後のスケジュール等に配慮し、この要綱に基づくパブリック・コメント制度の実施は義務付けられませんが、政策等の策定期間、策定過程、実施時期などを考慮して、できるだけパブリック・コメント制度に準じて、最終案の公表や寄せられた意見及び意見に対する実施機関の考え方を公表するようにします。